

学校いじめ防止基本方針（いじめ防止対策推進法：第13条）

1 いじめ防止等のための基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

（法：第2条第1項）（いじめの定義）

「いじめ」とは児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日） いじめの防止等のための基本的な方針より一部抜粋

2 いじめ防止等に関する具体的な取組

（1）未然防止のための取組

① 児童生徒に対して

ア 居場所と絆のある学校・学級づくり

集団内で役割を担い、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中で互いを認め合う集団作りの取組

イ 規範意識の向上・自己指導能力の育成

規範意識を醸成することが「いじめは絶対許されない行為であること」を認識させ、学校のルールをきちんと守らせる指導の徹底

ウ わかる授業づくり、学習の基礎基本の定着

わかる授業をし、学力の基礎基本の定着を図り、学習に対する達成感や成就感を持たせる授業づくり

エ 体験活動の充実

故郷学習を充実させ、体験活動への積極的な参加の呼びかけ

道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成

オ 情報リテラシー、情報モラルの育成

情報モラル教育を推進し、児童生徒が SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、SNS 等できじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導

② 学校全体として

「いじめをさせない、見逃さない、許さない」という姿勢

ア いじめに取り組む方針の明確化と公表(学校HPに掲載)

イ 全職員での方針の共通理解(校内研修の実施)

ウ 全職員の危機意識の向上

エ 日常的な情報収集(養護教諭との連携)

オ 気になることの迅速な情報共有

③ 保護者・地域に対して

ア 必要に応じ、いじめについての情報を提供することで複数の大人による見守りの指導

イ 情報交換や意見交換の場を設けることによる連携の強化

(2) 早期発見のための取組

いじめの発見・通報に関しては、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する

① 校内連携体制の充実【組織・体制としての状況把握】

ア 小さいいじめのサインを見逃さないためのきめ細かい情報の交換

イ 全職員での情報把握(小中担当間の連携)

ウ SC, SSW等の外部関係機関との連携強化

② 共感的な人間関係の醸成【生徒から情報が入りやすい環境づくり】

ア 児童生徒の立場に立った温かい指導

イ 自分や仲間の良さを伝えあい、互いの存在を認めあう指導

ウ 児童生徒一人ひとりの触れ合い

③ 年間を通して計画的なアンケートの実施【心の状態を把握】

ア 学期ごとの教育相談週間の実施(3回実施)

イ 毎月1回、「スクールライフアンケート」を実施し、早期発見に努める

④ PTAや保護者・地域等との連携

ア 保護者との丁寧な連絡・連携・協力依頼

イ 状況によって発足する専門家を含めた「第三者委員会」の開催

※ 「第三者委員会」・・・事案に応じた有識者による構成

(3) 早期解決(対処)のための取組

① いじめの発見・通報を受けた時の対応

ア 情報のキャッチ

5W「いつ・どこで・だれが・何を・なぜ」1H「どのように」が時系列になるように、複数
教員で同時確認

イ 双方から話を聞くときは、慎重かつ注意深く進め、事実をつけあわせ、矛盾がないか整理

② 管理職への報告・・・どのケースも緊急事態の意識をもち、報告を最優先

③ いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

ア 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し直ちに情報を共有(いじめを受け
た側の保障を第一に)

イ 学習環境の整備

ウ 保護者への情報提供の義務(事実情報, 対応情報, 見通し情報など)

④ いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

⑥ ネット上のいじめへの対応

(4) 校内体制（いじめ・不登校・問題行動対策委員会）について

（法：第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を設置する。

① 校内いじめ・不登校・問題行動対策委員会の設置

（校長・教頭・教務・児童生徒指導・担任・養護教諭）

ア 校長・・・方針の明確化，組織の活性化，校内研修の充実

イ 教頭・・・事案に応じて保護者面談，マスコミ対応，ケース会議の開催

ウ 教務・・・担任のフォローアップ，生徒指導(事情聴取・説諭)，アフターフォロー
(解決後の生活見届け，学年全体への指導)

エ 児童生徒指導・・・情報の集約，指導・支援の指示，生徒(生活)指導事情(聴取・説諭)，必要に応じて保護者面談

オ 担任・特別支援コーディネーター・・・事実確認，管理職・対策委員会への報告，生徒指導（事情聴取・説諭）

保護者対応(連絡，事情説明，家庭訪問),アフターフォロー

カ 養護教諭・・・生徒来室状況や会話等の情報提供，欠席状況の把握と情報提供

キ その他・・・必要に応じて，民生委員・児童家庭課(児童家庭相談委員)，医療機関，警察，児童福祉相談所等の参加を要請

② 委員会の役割

ア 本校で生じたいじめ問題への対応協議

イ 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや，保護者へのいじめ防止啓発

ウ 学校のいじめ対策基本方針の策定や見直し

③ いじめへの対応

ア いじめの事実が報告されたら，直ちに対策委員会を招集

イ 事実関係の把握，関係生徒・保護者への対応等の協議を行い，迅速に協議開始

ウ 担任，生徒指導主任にのみ任せず，学校全体組織で対応

④ 全職員に事実を伝え，共通認識・共通行動で指導

(5) 組織的体制の確立・機能化

(いつ，だれが，どのように対応するのかを決定し全職員で常に情報共有)

① 校長，教頭，生徒指導主任を中核に，事案に応じて柔軟な対応体制を確立

② 事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実の把握

③ 聞き取るべき内容・留意すべき内容の確認

④ 被害者・加害者・関係者(傍観者)を個別に事情聴取

⑤ 聞き取りで随時情報を交換し，ズレや秘匿がないか全体像を把握

⑥ ケガや破損などがある場合は即日対応し，病院受診させる等の素早い対応

⑦ 保護者への対応は確実に伝達し，可能な限り家庭訪問を実施(場合に応じて担任，生徒指導主任等)

(6) 重大事態への対処

【重大事態の意味及び判断】

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ア 児童生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合 エ 精神性の疾患を発症した場合
 - オ SNS等を通じて、動画等を拡散されることなどにより、当該児童生徒の人権が著しく侵害された場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合

【重大事態への対処の流れ】

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応(別紙)
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開く。また、事案に応じて専門的な知識を有する物「第三者委員会」を開き対応
- ③ 調査結果について、被害児童生徒、保護者に対して適切な情報提供

(7) 校内研修の充実

- ① 学校いじめ防止基本方針及び上位法等の理解
- ② いじめ防止の対策と取組
- ③ いじめの早期発見の対策と取組
- ④ いじめへの対処の対策と取組
- ⑤ 組織的体制の構築と機能の対策と取組

(8) 地域、家庭、関係機関（SC・SSW・児童家庭課・狩俣駐在・民生委員等）との連携

- ① 本基本方針の周知・理解、いじめ問題の重要性の認識
- ② 家庭との緊密な連携協力
- ③ PTA 校外指導部と連携した対策の推進
- ④ 年に一度「スマホ・ケータイ安全教室」の開催(SNSの正しい使い方)

(9) 検証と評価

- ① いじめの防止及びいじめの早期発見の取組状況確認
- ② いじめへの対処の取組状況把握
- ③ 組織的体制の機能と組織的取組の状況確認

(10) その他

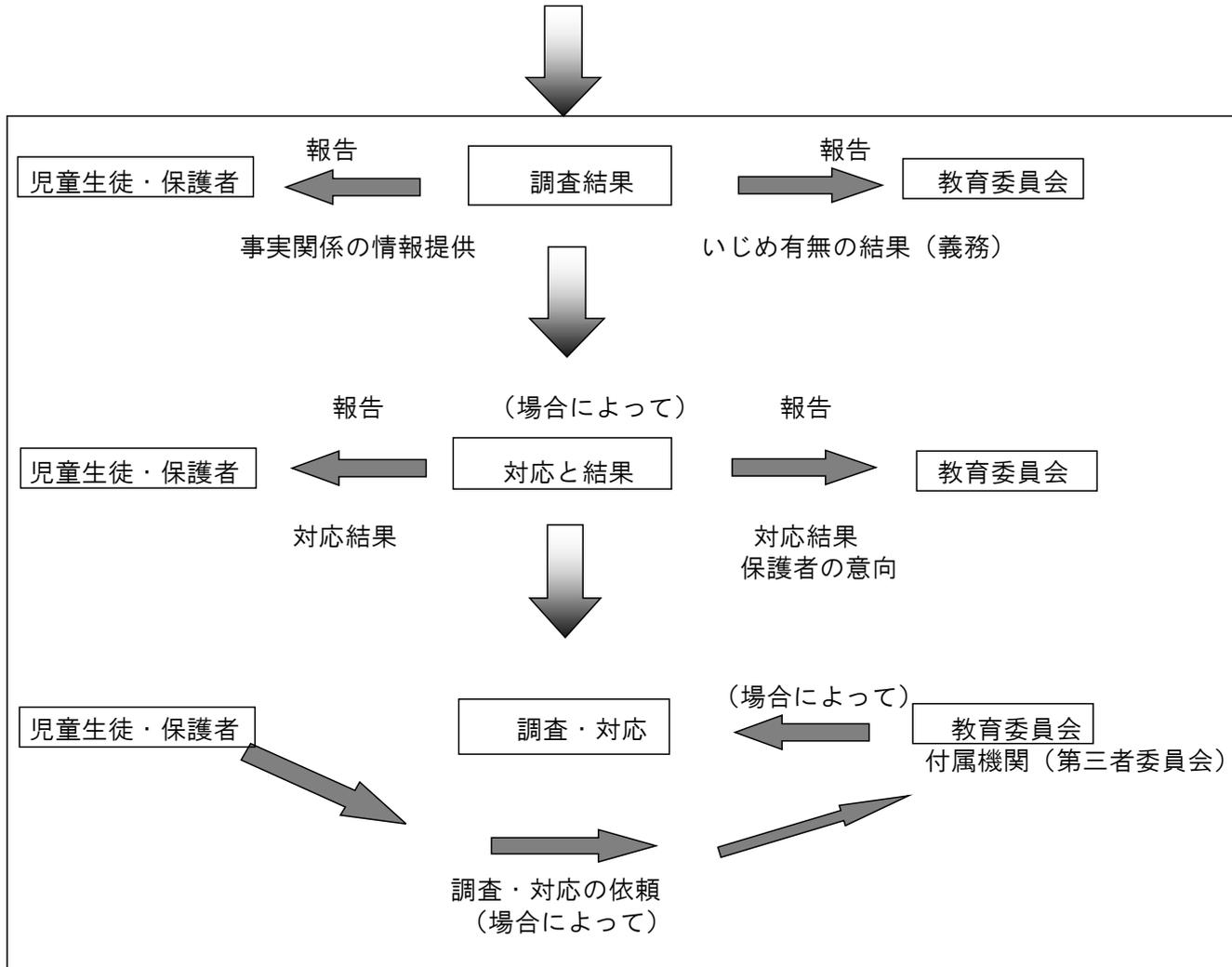
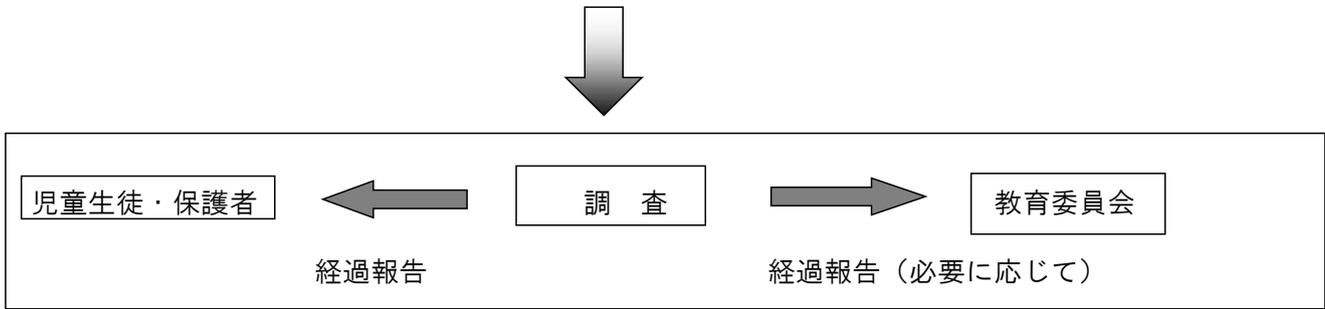
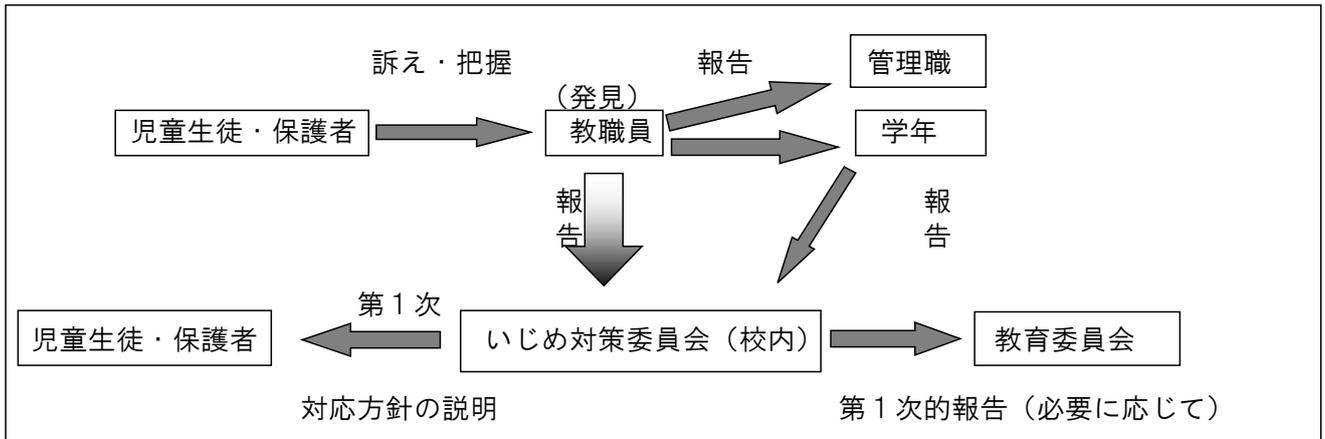
- ① 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- ② 朝のあいさつ運動を通し、地域社会と連携を強化しながら生徒の情報交換を行う。
- ③ 地域行事に積極的に参加し、将来の進路、自己の生き方を考える機会をもうける。これらの体験活動を通し、子ども達に本校三愛教育である「学校愛」、「友達愛」、「故郷愛」を育み、継続して「いじめのない学校づくり」に努める。

改正

1 令和6年度4月

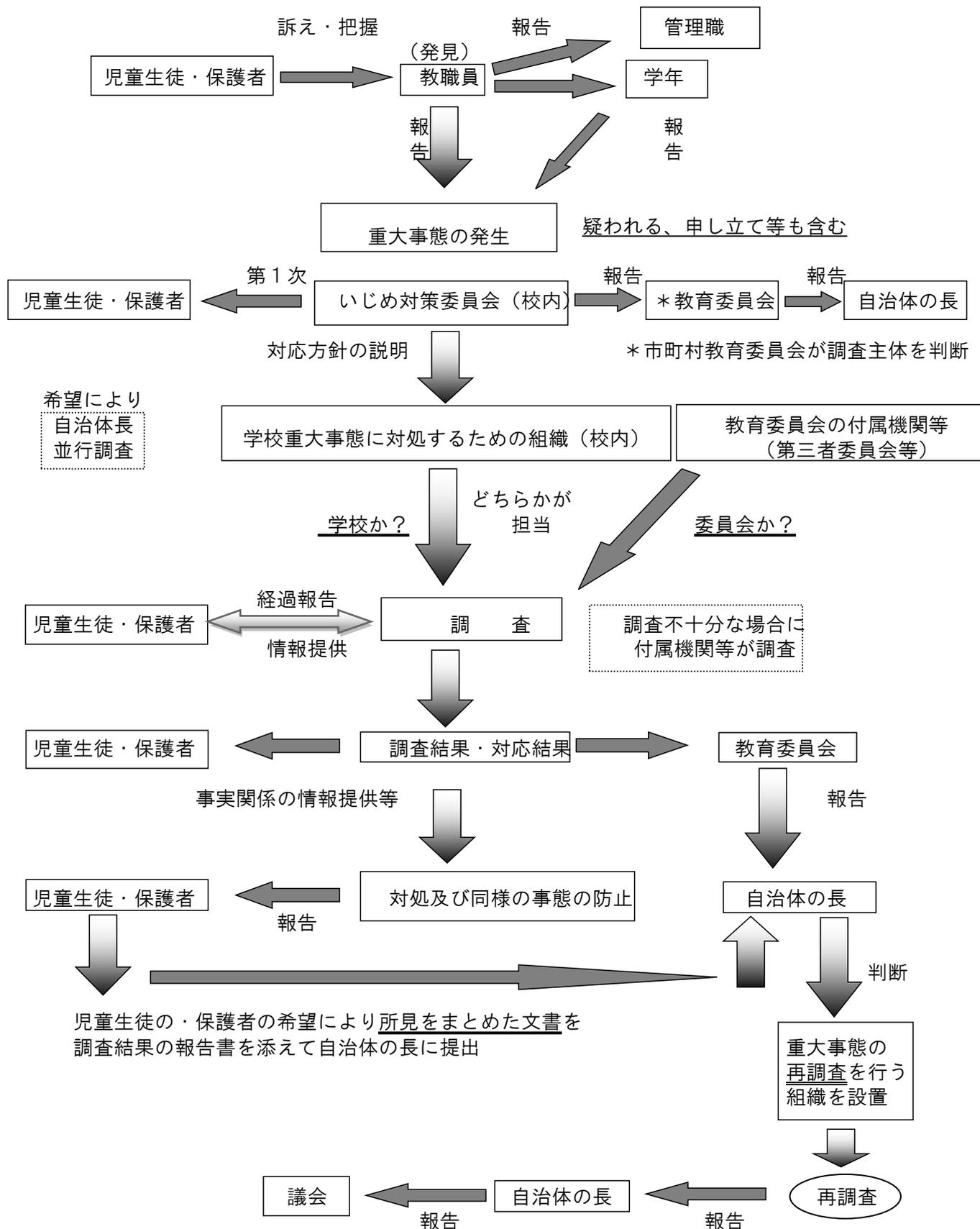
- ① 「こころのみやこアンケート」年1回実施を削除
- ② 【重大事態の意味及び判断】、【重大事態のへの対処の流れ】の挿入

「いじめ防止対策推進法」第23条
(いじめに対する措置)



「いじめ防止対策推進法」第28条

(重大事態対応フロー図)



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。